

7. 駐車場関係

※毎年5月の駐車場の抽選に関しては、別途、資料が配布されます。

- 駐車場運営細則
- 駐車場利用規則
- ・書式 7-1 抽選会用駐車場利用申込書
- ・書式 7-3 駐車場委任状
- 駐車場契約細則
- 駐車料金の額の決定に関する件（駐車場契約細則別紙）
- ・書式 7-4 自動車登録申請書等
- ・書式 7-5 駐車場契約の解約届等
- ・書式 7-6 優先枠駐車場利用申込書

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

駐車場運営細則

(総則)

第1条 この細則は、サザンヒル八事分譲住宅管理組合規約（以下「規約」という。）第15条の規定により、この団地に居住する組合員、組合員が所有する住宅に居住する者及びこれらの親族等で理事会の承認を得た者（以下「組合員等」という。）の共同の利便に供する駐車場の使用及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者の制限)

第2条 駐車場を利用できる者は、組合員等に限るものとし、駐車できる車輛は、原則として、組合員等の所有する自動車（以下「自動車」という。）に限るものとする。

- 2 駐車場を利用できる自動車の種類は、乗用車又は貨物兼用乗用車とする。
- 3 駐車場の利用台数は、原則として住宅1戸につき1台に限るものとする。
- 4 駐車場利用辞退者の空き台数の一部は、当住宅への来客用駐車場として利用できるものとする。

(利用申込)

第3条 駐車場の利用を申し込む者は、駐車場契約細則を承諾の上、駐車場抽選会へは「抽選会用駐車場利用申込書」（書式 7-1 抽選会用駐車場利用申込書）、駐車場抽選会以外では「自動車登録（変更）申請書」（書式7-4自動車登録申請書等）に必要事項を記載の上、書面または電磁的方法により理事長に提出するものとする。尚、第2条第3項の制限を超えて複数台数の利用を希望する者、中小型駐車場に収納できる車両で大型駐車場の利用を希望する者、及び駐車場の上段（または中段）にしか駐車できない車両の利用を申し込む者は、第3条の2を承諾の上、申し込むものとする。

(念書規定)

第3条の2 駐車場の複数利用申込：駐車場契約細則第2条に定める契約期間にかかわらず、サザンヒル八事住宅管理組合から、契約解除の依頼

があった場合は、1ヶ月以内に当該駐車場を空けて返還すること。

- 2 中小型駐車場に駐車できる車両の大型駐車場への利用申込：大型用駐車場が不足した場合で、サザンヒル八事分譲住宅管理組合から中小型車専用駐車場へ変更の依頼があった場合は、1ヶ月以内の駐車位置の変更に協力すること。
- 3 車高が高く上段（または中段）以外は使用できない車の利用申込：もし自動車の収納できる駐車位置が利用できない場合は、自ら他の駐車場を手当てすること。
- 4 前項に関わらず、自分の希望する駐車階（上段、中段）を抽選により申し込みできなかった場合は、掲示板やホームページ等で交代者を募ることができる。但し、その交代は無償とする。

（申込の審査・抽選）

- 第4条 理事長は、前条の定めにより駐車場の利用申込みを受けたときは、理事会においてその申込書の審査を行い、抽選その他理事会の定める方法により利用者を決定し、その結果を書面または電磁的方法により通知する。
- 2 毎年4月頃から開始する駐車位置入替のための駐車場の利用募集及び抽選会に関しては、理事会がその内容及び抽選方法等を決定の上、書面及び電磁的な方法で組合員等に通知する。駐車場利用を希望する者で抽選会に参加できない組合員等は、駐車位置の申込／選択を理事長に委任することができる（書式 7-3 駐車場委任状）。

（身体障がい者優先枠）

- 第4条の2 前条にかかわらず、以下の全ての条件を満たす組合員等は、申し込み（書式7-2 身体障がい者優先枠駐車場利用申込書）により、駐車場抽選等に優先して駐車位置を求めることができるものとする。
- 1）身体障害者手帳（1級／2級／3級）を保持すること。
 - 2）自動車運転免許証を保持し、自分で当該自動車を運転すること。
 - 3）同居人の中に当該自動車を運転する人が居ないこと。
- ただし、お申し込みは1住戸1枠とし、理事会の承認を条件とする。

（駐車場契約・管理）

- 第5条 理事長が、第4条の規定により駐車場の利用者を新規に決定したとき、当該利用者と駐車場契約細則に定める駐車場契約（以下「契約」と

いう。)を締結したものとみなす。また、契約している車輛・駐車位置に変更があった場合には、申請／届出に基づき当該利用者との契約を変更したものとみなす。詳細は駐車場契約細則に定める。

- 2 契約の期間及び駐車位置は、組合員等の駐車場利用の均衡を勘案して理事会が決定し、又は変更することができるものとする。

第6条（削除）、第7条（削除）

（駐車料金の決定又は改定）

- 第8条 駐車料金は、土地使用料、施設償却費、修繕費、管理事務費、その他必要な経費をそれぞれ勘案し、総会の決議により決定又は改定することができるものとする。

第9条（削除）、第9条の2（削除）

（利用規則）

- 第10条 組合員等は、善良な管理者の注意をもって駐車場を利用するものとし、別に定める駐車場利用規則を遵守しなければならない。

（利用申込・抽選・管理・契約等）

- 第11条 この細則に定める自動車駐車場の利用申込・抽選・管理・必要な書式等、駐車場利用規則及び駐車場契約細則について、電磁的なものも含めて、理事会が決定し、又は変更することができるものとする。

（機械式駐車場の維持管理）

- 第12条 理事長は、機械式駐車場の円滑な稼動を維持及び管理するために、別に定める「保守点検契約」により、その業務を他に委託するものとする。

（駐車場の使用及び運営に係る業務の委託）

- 第13条 理事長は、駐車場の使用及び運営に係る業務並びに駐車料金の徴収及び保管に係る業務を別に定めるところにより、他に委託できるものとする。

(来客用駐車場の確保)

- 第14条 理事長は、来客用駐車場の位置を公示するものとする。なお、辞退者が将来利用を必要とした時は、それを保証するものとする。
- 2 この駐車料金は無償とし、管理費からも支出しない。
 - 3 来客のため来客用駐車場を利用する組合員等は、善良な管理者の注意をもって利用し、同様の注意を来客にも促すものとする。
 - 4 理事長は、来客用駐車場の運営管理について、公平性が保持されるよう努めなければならない。また、不正な利用があった場合は、勧告その他必要な措置をとることができる。

(地区外駐車場の確保)

- 第15条 利用者の実態を勘案し、「機械式駐車場規格外寸法車両」と「2台目以上所有車両」の駐車場として地区外駐車場の確保（契約）について、理事会で決定することができるものとする。
- 2 前項の決定があった時は、組合員に対し契約予定期日の1か月前までに公示しなければならない。また、次の総会で報告しなければならない。
 - 3 地区外駐車場の料金は、地主との契約額、維持管理費等諸経費を勘案して、独立採算を原則として決定するものとする。

(地区外駐車場の維持管理)

- 第16条 地区外駐車場利用者は、善良な管理者の注意をもって駐車場を利用するものとし、現地の維持及び管理の実務は、利用者相互で行うものとする。
- 2 前項の実務を円滑に行うために、利用者の互選により、責任者を選出し、理事長に報告するものとする。

(附則)

- この細則は、平成4年5月29日から施行する。
この細則は、平成5年5月30日から施行する。
この細則は、平成14年5月12日から施行する。
この細則は、令和5年5月21日から施行する。
この細則は、令和6年11月17日から施行する。
この細則は、令和7年5月18日から施行する。